## 報告第5号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成18年5月31日

提出者 足立区長 鈴木恒 年

## 損害賠償額決定調書

+ M. /B. //	VI	L		,	
専決処分年月日	決定額	相	手	方	事件の概要
平成18年2月1日	121,505円				平成17年9月29日、足立東清
					掃事務所職員が公用車で走
					行していたところ、足立区
					千住関屋町20番地先道路に
					おいて、対向車線で右折を
					しようと停止していた相手
					方の自動二輪車が突然発進
					し、公用車右側後部ドアに
					衝突し、相手方は右腕及び
					右足の擦過傷及び打撲の傷
					害を負った。
平成18年2月3日	183,099円				平成18年1月25日、足立区青
					井一丁目11番地先道路の右
					側においてごみの収集作業
					中、前方より車両が走行し
					てきたため、清掃車を道路
					の左側に移動しようとした

	ところ、清掃車の左後部が
	左後方より走行してきた
	相手方車両の右前部に接
	触し、損害を与えた。